

第52期定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年12月19日（月曜日）午後2時
（受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。）

場 所

日本青年館ホテル9階（LB）バンケットルーム
東京都新宿区霞ヶ丘町四丁目1番
（末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）

目的事項

報告事項

第52期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
株主総会当日までの感染拡大の状況等により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://www.amifa.co.jp>

株式会社アミファ

証券コード 7800

We are smile producers!

使って楽しむワクワク感と、夢中になれる幸福感あふれた時間をご提供することで、世界中に笑顔を増やす。この企業ミッションを掲げ、今後もより良い商品をお届けしてまいります。

株主の皆様へ

新しい生活様式を楽しむために



株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り熱く御礼申し上げます。当社の第52期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症による経済社会活動の制限が徐々に緩和され、行動制限のない状況となった一方で、第7波の感染拡大など、依然として経済の先行きに対する不透明な状況が続いております。

コロナ禍が始まって2年が経ち、「ウィズコロナが日常」となった今、当社はいわゆる「イエナカ消費」を取り込むべく、約3千種類に及ぶ商品を二年間かけてすべてをゼロから見直してまいりました。消費者の嗜好品ニーズが復活して来たことと、当社のPDCAサイクルがシナジー効果となった結果、大幅な増収を達成することが出来ました。今後もさらに消費者のニーズ、シーズに応えた商品群を次々発売してまいりますのでぜひご期待ください。

皆様におかれましては引き続き、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長

藤井 愉三

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目13番5号
株 式 会 社 ア ミ フ ァ
代表取締役社長 藤 井 愉 三

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月16日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2022年12月19日（月曜日）午後2時
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えないようご注意ください。）
 2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町四丁目1番
日本青年館ホテル9階（L B） バンケットルーム
 3. 目的事項
報告事項 第52期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

○本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.amifa.co.jp>）に掲載しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査した事業報告に含まれております。また、上記②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした計算書類に含まれております。

○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.amifa.co.jp>）に掲載させていただきます。

■議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 株主総会へのご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(2) 書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限 2022年12月16日（金曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

■新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染症予防及び拡散防止に向けた対応について、以下の通りご案内いたします。

1. 株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様は、健康状態や体調等にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご来場の株主様におかれましては、会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用についてご協力をお願いいたします。
- アルコール消毒液を設置させていただきますので、手指の消毒にご協力くださいますようお願いいたします。
- なお、座席間隔を広く設ける感染症対策を行いますので、株主様のご出席人数次第ではご着席いただけない可能性もございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

2. 当社の対応について

- 出席役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 議長等の説明・答弁にあたりましては、演壇前面にアクリル板を設置し、飛沫防止に努めます。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただく場合がございますので、予めご了承願います。
- 株主総会の会場におきまして、感染症予防のための追加措置を講じる場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変化によっては、上記の内容を変更する場合がございますので、適宜、当社ホームページ (<https://www.amifa.co.jp>) をご確認くださいませに存じます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、以下の通り所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除されるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(附則)	<p>(附則)</p>
(新設)	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、指名・報酬委員会の審議を経て候補者選定しております。

取締役の候補者は以下の通りであります。

候補者番号	氏名				取締役会出席状況	
1	ふじ 藤	い 井	ゆう 愉	ぞう 三	再任	17回／17回（100%）
2	ふじ 藤	い 井	とし 俊	ゆき 行	再任	17回／17回（100%）
3	みつ 三	い 井	なお 直	み 美	新任	-回／-回（-%）
4	よね 米	だ 田	こう 康	ぞう 三	再任 社外取締役 独立役員	17回／17回（100%）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田康三氏は社外取締役候補者であります。
3. 米田康三氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社と米田康三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、米田康三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任された場合は、保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ①補填の対象となる保険内容
被保険者である役員等が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填するものです。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。
- ②保険料
保険料は全額会社が負担しております。

「監査等委員会の取締役の指名・報酬に関する意見表明」

監査等委員でない取締役の選任については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役1名が当該委員会の委員として出席して意見を述べることにより監査等委員会と指名・報酬委員会の連携を図り、監査等委員の全員が、指名・報酬委員会の議事内容を議事録によって確認するとともに、取締役候補者の選任の方針及び評価・選任プロセスを取締役会における指名・報酬委員会の報告内容及び質疑応答により確認し、監査等委員会として審議いたしました。

また、監査等委員でない取締役の報酬等についても、その報酬体系及び水準等の枠組み、具体的な報酬額の算定方法等について、同様な方法によって確認し、監査等委員会として審議いたしました。

この結果、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等について会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論であります。

候補者番号

1

ふじい ゆうぞう
藤井 愉三

(1958年6月21日生)

再任



所有する当社株式の数
928,400株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 当社入社
1991年3月 当社取締役
1995年2月 当社代表取締役社長 監査室担当、経営全般（現任）

■取締役候補者とした理由

藤井愉三氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の総合力を活かした成長・価値向上に貢献することができることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社ウイステリア合同会社が所有する株式数を含めております。

候補者番号

2

ふじい としゆき
藤井 俊行

(1962年10月21日生)

再任



所有する当社株式の数
578,400株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 当社入社
1991年3月 当社取締役
1995年2月 当社専務取締役 社長補佐、営業部門統括（現任）

■取締役候補者とした理由

藤井俊行氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の営業部門の体制強化及び効率化に貢献することを期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社レイクラム合同会社が所有する株式数を含めております。

候補者番号

3

みつい なおみ
三井 直美

(1959年3月13日生)

新任



所有する当社株式の数
一株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 関澤法律事務所入社
1992年7月 株式会社第一企画入社
2005年7月 株式会社バロックジャパンリミテッド入社
2019年11月 株式会社Kids Smile Project 入社
2020年9月 当社入社 管理部副部長
2021年10月 当社人事総務部長
2022年1月 当社執行役員人事総務部長（現任）

■取締役候補者とした理由

三井直美氏は、事業会社における人事総務に関する長年の経験と幅広い知見を有し、当社の人事制度の改革、システム化推進に貢献してきており、さらに経営人材の確保・育成に貢献することが期待できるため取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

よねだ こうぞう
米田 康三

(1948年6月18日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
15,000株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2014年12月 当社社外取締役（現任）
2015年6月 アネスト岩田株式会社社外取締役（現任）
2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年11月 フォーライフ株式会社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社が米田康三氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での長期にわたる業務経験と、会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、独立した立場から当社経営を適切に監督していただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は以下の通りであります。

候補者番号	氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	てる照 ぬま沼 くに邦 しろ城 再任 社外取締役 独立役員	17回／17回 (100%)	17回／17回 (100%)
2	やま山 だ田 あきら昭 再任 社外取締役 独立役員	17回／17回 (100%)	17回／17回 (100%)
3	さ佐 とう藤 かつ勝 お男 再任 社外取締役 独立役員	17回／17回 (100%)	17回／17回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 照沼邦城氏、山田昭氏及び佐藤勝男氏は社外取締役候補者であります。
3. 照沼邦城氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 山田昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 佐藤勝男氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社と照沼邦城氏、山田昭氏及び佐藤勝男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、照沼邦城氏、山田昭氏及び佐藤勝男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任された場合は、保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

①補填の対象となる保険内容

被保険者である役員等が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受

けることによって負担することになる損害を補填するものです。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。

②保険料

保険料は全額会社が負担しております。

候補者番号

1

てるぬま くにしろ
照沼 邦城

(1952年9月16日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
一株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年4月 シェル石油株式会社（現出光興産株式会社）入社
2005年4月 同社本社監査室長
2006年3月 同社本社財務部長
2007年9月 同社本社グループ監査役室長
2011年4月 ソーラーフロンティア株式会社常勤監査役
2020年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

照沼邦城氏は、事業会社全般の監査、財務の豊富な経験と知見を有しており、当社経営全般にわたる監査を通じて当社経営を適切に監督しております。当該知見を活かして、今後も監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行するものと期待したためであり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

2



所有する当社株式の数
15,000株

やま だ
山 田

あき ら
昭

(1953年5月16日生)

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 弁護士登録 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所
1992年1月 三宅・山崎法律事務所パートナー
2015年1月 当社社外取締役
2015年6月 デンヨー株式会社社外取締役 監査等委員（現任）
2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年6月 ブラザー工業株式会社社外監査役（現任）
2020年8月 King & Wood Mallesons法律事務所顧問（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田昭氏は、弁護士としての専門的知識と幅広い経験を有しており、当社経営全般にわたる監査を通じて当社経営を適切に監督しております。当該知見を活かして、今後も監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行するものと期待したためであり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

さとう かつお
佐藤 勝男

(1953年11月9日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
15,000株

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年4月 出光興産株式会社入社
2010年7月 同社参与関西支店長
2011年6月 同社常勤監査役
2016年1月 当社監査役
2016年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤勝男氏は、事業会社全般の推進及び管理並びに監査役としての豊富な経験と知見を有しており、当社経営全般にわたる監査を通じて当社経営を適切に監督しており、今後も監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行するものと期待したためであり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者

たかやま まさしげ
高山 昌茂

(1961年9月26日生)

所有する当社株式の数
- 株

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年10月 英和監査法人（アーサーアンダーセン会計事務所） 入所
1990年2月 協和監査法人 入所
1998年10月 協和監査法人 社員就任
2002年4月 税理士法人協和会計事務所 社員就任
2007年1月 協和監査法人・税理士法人協和会計事務所 代表社員就任（現任）
2014年4月 立教大学経営学部 兼任講師（現任）
2015年4月 独立行政法人 国立科学博物館 監事（現任）
2019年4月 学校法人大原学園 監事（現任）

■補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山昌茂氏は公認会計士・税理士としての専門的知識と幅広い経験を有しており、また、独立行政法人、学校法人の監事としての職務を果たされており、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行するものと期待したため、補欠監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は高山昌茂氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険により補填することとしております。同氏が取締役に選任され就任された場合は、保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ①補填の対象となる保険内容
被保険者である役員等が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填するものです。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。
- ②保険料
保険料は全額会社が負担しております。

(ご参考) 独立役員独立性判断基準

当社が指定する独立社外取締役の独立性基準は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である法人等の業務執行者等（取締役、監査役、執行役員その他の使用人を言う。以下同じ。）でないこと。
- (2) 当社の取引先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の5%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者等でないこと。
- (3) 当社の取引先であって、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先のその事業年度の売上高の10%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者でないこと。
- (4) 当社の借入先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、借入額が当社のその事業年度における総資産の10%を超える借入先の業務執行者等でないこと。
- (5) 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する者（個人）でないこと。
- (6) 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社からの寄付又は助成金の合計額が、年間1,000万円又はその事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体等に所属する者でないこと。

(ご参考) 各取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）は以下の通りです。

	氏名	企業経営	経理財務	人事労務	法務 リスクマネジメント 内部統制	ICT デジタル	生産・物流 品質・技術	営業 事業戦略 新規事業
取 締 役	藤井 愉三	●				●	●	●
	藤井 俊行			●	●			●
	三井 直美			●				
	米田 康三	●	●	●				
監 査 等 委 員 役	照沼 邦城				●			●
	山田 昭				●			
	佐藤 勝男				●			●

注) 上記一覧表は、各取締役候補者が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症第6波の感染者数が大きく減少し、収束の期待もありましたが、行動制限もなくなった中、第7波の爆発的な感染再拡大となり、減少の兆候も見られるものの、依然として感染収束の目処が立たず、加えてウクライナ・ロシア情勢の長期化によるグローバルな資源価格、食料価格の上昇やサプライチェーンの混乱、さらに円安による諸物価の高騰もあり、厳しい状況で推移致しました。

こうした環境下、当社は、ハロウィン、クリスマス、バレンタイン等のイベント向け商品を「ウィズコロナ」の新しい生活様式に合ったものへとすべて見直し、さらに「イエナカ消費」を積極的に捉えた新企画、新商品の提案に取組み、主要顧客である100円ショップ各社に向けてライフスタイル雑貨の販売に注力したことにより、販売は好調に推移いたしました。また、円安、資源価格高騰等も踏まえ、物流費を始めとして積極的な原価低減、生産性向上に努めました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高59億19百万円(前期比26.6%増)、営業利益は2億95百万円(前期比36.7%増)、経常利益は2億60百万円(前期比1.4%増)、当期純利益は2億22百万円(前期比28.5%増)となりました。

なお、当事業年度における当社のライフスタイル雑貨の商品群別累計売上高は、「ワンピース商品」が55億93百万円(前期比28.4%増)、「プチプライス商品」が3億25百万円(前期比1.8%増)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した当社の設備投資の総額は15百万円であり、その主なものは、本社サーバーリプレイス関係4百万円、新人事給与システム導入関係3百万円、企画見積システム再構築関係3百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金を基本としております。当事業年度の末日における借入金残高は1年内返済長期借入金17百万円のみであり、当事業年度において新規調達はしておらず、70百万円を約定返済しております。なお、現金及び現金同等物の残高は8億98百万円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2019年9月期)	第 50 期 (2020年9月期)	第 51 期 (2021年9月期)	第 52 期 (当事業年度) (2022年9月期)
売上高 (百万円)	4,966	4,785	4,677	5,919
経常利益 (百万円)	287	266	256	260
当期純利益 (百万円)	176	173	172	222
1株当たり当期純利益 (円)	64.02	53.81	53.51	68.65
総資産 (百万円)	2,871	2,938	2,944	3,084
純資産 (百万円)	2,037	2,155	2,289	2,472
1株当たり純資産 (円)	636.61	668.34	707.64	764.44

(注)収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 会社の企業理念等

◆企業理念

当社はライフスタイル雑貨の製造卸企業として、“We are smile producers!”を企業理念とし、以下の経営基本方針のもとに事業を展開しております。

- ①情熱あふれるアートや美しいデザインに触れる喜びを、身近な暮らしへご提供します。
- ②お客様が選び、組み合わせ、工夫し、オンリーワン作りを楽しめる商品をご提案します。
- ③夢中になれる幸せな時間、笑顔と感動をお届けし、世の中になくてはならない企業を目指します。

そして、着実な成長と発展を通じて、次の「目指す企業像」の実現を図ってまいります。

◆目指す企業像

- ①ライフスタイル・グッズの提案を軸として、お客様の何気ない日常に気軽な価格で、「ワクワク」と「笑顔」をお届けする会社でありたい。
- ②公正な経営判断と企業行動を通じて、全ての顧客・取引先・株主等ステークホルダーからの信頼に応え、責任を果たしていくことで、いつまでも社会で必要とされる会社でありたい。
- ③意欲ある者へは成長機会の提供を、貢献に対しては適切な処遇を実現し、そこに集う従業員個々人がやりがいと愛情を持ち、笑顔で働くことができる“smile working company”でありたい。

◆目標とする経営指標

当社は、持続的に成長することを目指し、その基盤となる付加価値率（売上総利益から販売費を控除した額の対売上高比）の向上に努めてまいります。また、株主還元を重視し、長期的に安定した配当の実施に努めてまいります。このため、株主資本利益率（ROE）及び配当性向を目標とする経営指標としております。

◆中長期的な会社の経営戦略

当社は、3年間の基本的な経営戦略を毎年見直し、策定しております。

新型コロナウイルス感染症により社会・経済のあり方が変化すると認識の下、2020年10月からの3年間（2020年10月～2023年9月）の重点戦略として、次の4つを策定し、経営を行っております。

- ① ワンプライス（100円）商品の更なる強化
- ② プチプライス（100円超）商品の拡大
- ③ ICT（情報通信技術）の推進
- ④ アミファの世界観を実現するプロフェッショナル集団への進化

2022年10月に年次の見直しを行いました。 「新しい生活様式」に対応する経営戦略とし

て、2022年10月からの3年間（2022年10月～2025年9月）においても、前項の重点戦略を引き続き維持・加速してまいります。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大は、「ウィズコロナ」へと人々の行動・意識・価値観を大きく変容させてきております。さらに少子高齢化、人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、サステイナブル社会の実現にむけた環境重視の意識の高まり、デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応等、社会の変化スピードが一段と加速してきており、「新しい生活様式」へ企業としての対応力が強く求められてきております。

このような環境下、当社は社会的責任を果たし、事業を発展させ、持続的な成長を図っていくために、以下の課題に取り組んでまいります。

①「新しい生活様式」に適した新商品開発

当社の販売するライフスタイル雑貨商品は、人々の身近な暮らしの中にアートやデザインをお届けすることで、楽しみや安らぎを提供するものであり、消費者の嗜好、ライフスタイルやトレンド、季節性、商品のバラエティ、環境への配慮、価格優位性といった要素を的確に企画に取り込み、スピード感をもって、商品を開発し、遅滞なく市場に提供することが喫緊の課題と認識しており、「新しい生活様式」に適した新商品開発、新企画提案、商品構成の見直し等に積極的に取り組んでまいります。

②ワンプライス商品の更なる強化とプチプライス商品の拡大

デザインに加え、機能、環境への視点もふまえた素材の採用等、「新しい生活様式」にマッチした新商品分野の開拓を積極的に行っておりますが、商品群を100円ショップで販売されるワンプライス商品と100円超の高価格帯商品であるプチプライス商品に区分し、それぞれの戦略を明確にし、あわせて優秀な人材の確保・育成、積極的な販売チャネル開拓を行い、ワンプライス商品の更なる強化とプチプライス商品の拡大を行ってまいります。

③品質管理体制の強化

当社は、恒常的に品質の維持・向上を図り、安価、良質の商品を提供し続けることが、顧客満足度やリピート率の向上につながるものと認識しております。このため、社内管理体制の強化に努めるとともに、製造委託先企業に対する品質向上に向けた指導とともに管理者育成にも注力し、品質管理・納期遵守、生産能力の安定化を図ってまいります。

④ICT（情報通信技術）の基盤強化

当社の総出荷数量は年間1億10百万個に及び、その種類も多岐に亘り、また、その約93%を海外からの調達であり、これら大量、多種の商品を、企画・発注・製造・仕入・出荷・販売の各段階で、遅滞なく、正確に、効率的にハンドリングするため、また経理・財務・人事・総務部門等の間接部門の業務の効率化、さらにはリモートワークを含めた社員の働きやすさの追求と今後も起こりうるパンデミック対応(BCP)への備えとしてもデジタルトランスフォーメーション（DX）改革が必要と認識しており、ICT基盤の強化、整備を強力に推進してまいります。

(6) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社の事業は「ライフスタイル雑貨事業」の単一セグメントであります。取扱商品群は以下の通りとしております。

事業部門	事業内容
ワンプライス商品事業	主に100円ショップ等の均一価格小売業向けのデザイン雑貨の製造・販売
プチプライス商品事業	主に100円超の価格帯の小売業向けのデザイン雑貨、個人向けイーコマース商品、OEM商品の製造・販売

(7) 主要な営業所（2022年9月30日現在）

本 社	東京都港区北青山二丁目13番5号 青山サンクレストビル 3階
-----	--------------------------------

(8) 使用人の状況（2022年9月30日現在）

使 用 人 数 (前 期 末 比 増 減)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
75名 (20名) 2名増 (1名増)	37歳10ヶ月	6年1ヶ月

(注) 1.使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、契約、パート及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2.当社は「ライフスタイル雑貨事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 企業統治体制について

当社は、企業統治体制の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しており、社外取締役及び監査等委員を中心とした、取締役会の監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図っております。

また、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等の決定における透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（以下の3名の委員により構成）を設置しております。

委員長 監査等委員でない社外取締役
委員 監査等委員である社外取締役
委員 代表取締役社長

(参考)

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社は、コンプライアンス重視の経営を掲げ、その運営を徹底することで、社会に対する責任を果たし、社会から信頼を得る企業であり続けたいと考えております。このため、会社の業務執行の公平性、透明性及び効率性を確保することを通じ、企業価値向上の実現を図り、全てのステークホルダーから評価をいただくことを目指しております。

この目的を継続して実現していくためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立し、有効に機能させていくことが不可欠であると認識し、その強化を図っていく所存であります。

<コーポレート・ガバナンスに係る基本方針>

- ① 株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
- ② 株主以外のステークホルダーの権利・立場を考慮し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③ 適切な会社情報の開示と透明性の確保に努めます。
- ④ 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督機能に努めます。
- ⑤ 株主との建設的な対話に努めます。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,235,000株 |
| (3) 株主数 | 6,409名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ウ ィ ス テ リ ア 合 同 会 社	900,000株	27.82%
レ イ ク ラ ム 合 同 会 社	553,000	17.09
小 野 寺 美 那 子	91,300	2.82
みずほ信託銀行株式会社 (信託口) 0770805	90,000	2.78
みずほ信託銀行株式会社 (信託口) 0770804	90,000	2.78
ア ミ フ ァ 従 業 員 持 株 会	63,868	1.97
野 極 和 彦	40,000	1.24
藤 井 愉 三	28,400	0.88
藤 井 俊 行	25,400	0.79
松 井 証 券 株 式 会 社	25,400	0.79

(注) 当社は自己株式49株を保有しております。

また、持株比率につきましては、自己株式を控除して計算しております。

(5) 資本政策の基本的な方針

当社は、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用及び持続的な成長力を維持するため、株主資本利益率 (ROE)を重要な経営目標として掲げております。また、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続的に安定した配当を実施することを基本方針としております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権に関する状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 政策保有株式について

当社は、政策保有株式を保有しておりません。また今後も保有しない方針であります。

5. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	藤 井 愉 三	監査室担当、経営全般
専 務 取 締 役	藤 井 俊 行	社長補佐、営業部門統括
取 締 役	齋 藤 雅 哉	経営企画室長、管理部門統括
取 締 役	米 田 康 三	アネスト岩田株式会社 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 フォーライフ株式会社 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	照 沼 邦 城	—
取 締 役 (監査等委員)	山 田 昭	デンヨー株式会社 社外取締役監査等委員 スリーフィールズ合同会社 代表社員 ブラザー工業株式会社 社外監査役 King & Wood Mallesons法律事務所 顧問
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 勝 男	—

- (注) 1. 取締役米田康三氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)照沼邦城氏、山田昭氏及び佐藤勝男氏は社外取締役であります。
3. 取締役の米田康三、取締役(監査等委員)の照沼邦城、山田昭及び佐藤勝男の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により役員の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることにより負担することになる損害を補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。当該保険契約の被保険者は取締役(監査等委員を含む)であり、全ての被保険者についてその保険料を全額会社が負担しております。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報収集並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連係を可能にするため、照沼邦城氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役会の実効性に関する評価

当社は、取締役会の意思決定機能、経営監督機能の実効性を確認し改善するため、取締役会全体の実効性について評価を行っております。

全取締役（監査等委員を含む）にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について議論いたしました。

その結果、取締役会においては、各取締役が専門分野に応じた発言や自由闊達で活発な議論を行い、議案の審議は適切に行われ、取締役会の意思決定機能、経営監督機能は相応に発揮されており、取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しております。

なお、取締役会の構成（ジェンダーの観点、年齢層の観点）、中長期の企業戦略の議論の深化等の課題も認識しており、今後も取締役会全体の実効性を更に高めるべく、必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

(3) 取締役のトレーニング

取締役を対象としたトレーニング等は、各々の取締役が役割・責務を果たすために必要と考える知識の習得、確認、更新等を目的とし、各々の取締役が自ら研鑽することを補完するものと認識しております。

当社は、新任社外役員に対し、就任前に当社事業説明や当社事業への理解を深める機会を提供しており、また全取締役を対象に、取締役会終了後等随時、経営に必要な時事テーマ等を取り上げ、関係部門よりレクチャーを受ける等でのトレーニングを実施しております。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分		員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
				固定給	業績連動報酬
監査等委員でない 取締役	社内	3名	107	75	32
	社外	2名	7	7	—
監査等委員である 取締役	社外	3名	18	18	—
合計		8名	133	100	32
(うち、社外取締役)		(5名)	(26)	(26)	(—)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。また、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、業績に連動した報酬体系となっております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

②取締役の報酬等の算定方法に関する方針等

当社は、2017年9月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下の通りであります。

1. 基本方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬決定にあたっては、次の事項を基本方針とし、固定給としての月額報酬、インセンティブ制度としての業績連動報酬より構成する。

- (1)経営委任としての対価として適当であり、当社の成長と業績向上に結びつくものであること。
- (2)会社業績に連動したものであること。
- (3)株主に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で透明性が確保されていること。

なお、監査等委員でない取締役（社外取締役）の報酬決定にあたっては、固定月額報酬としております。

2. 決定の手続き

監査等委員でない取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。指名・報酬委員会では、各監査等

委員でない取締役（社外取締役を除く）の業績への貢献度を評価し、定められた報酬基準に基づき報酬額の答申を行っております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

③取締役の報酬制度の概要

イ. 役付である業務執行取締役の報酬

- ・役付である業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の60%を固定報酬、40%を業績連動報酬としております。
- ・業績連動報酬については、その30%を前期予算の売上高達成率、70%を前期予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ロ. 役付でない業務執行取締役の報酬

- ・役付でない業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の80%を固定報酬、20%を業績連動報酬としております。
- ・業績連動報酬については、その30%を前期予算の売上高達成率、70%を前期予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ハ. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標は、前期予算の売上高達成率及び前期予算の経常利益達成率により計算しており、その前期の各々の達成率は以下の通りであります。

- ・前期予算の売上高達成率：93.5%
- ・前期予算の経常利益達成率：104.5%

ニ. 監査等委員でない社外取締役の報酬

監査等委員でない社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、水準については国内企業の社外取締役の報酬水準等を考慮し、指名・報酬委員会の審議・答申により、取締役会で決定しております。

ホ. 監査等委員である社外取締役の報酬

監査等委員である社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

ヘ. 最近事業年度の役員報酬等の額の決定過程

最近事業年度の役員報酬等の額の決定については、指名・報酬委員会を4回、取締役会を2回開催し、決定しております。

- ④当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬額については、取締役の報酬制度の概要に記載の通り、固定報酬及び前期予算の売上高達成率及び前期予算の経常利益達成率に基づいた業績連動報酬について指名・報酬委員会が算定した答申内容を取締役会で審議した結果、妥当と判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ①社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役米田康三氏は、アネスト岩田株式会社社外取締役、スリーフィールズ合同会社代表社員、及びフォーライフ株式会社社外取締役であります。各兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の山田昭氏は、デンヨー株式会社社外取締役監査等委員、スリーフィールズ合同会社代表社員、ブラザー工業株式会社社外監査役及びKing & Wood Mallesons法律事務所顧問であります。各兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 米田 康三	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席しました。主に上場企業を含む、多年に亘る企業経営者としての実績と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員長として、当該事業年度に開催された指名・報酬委員会4回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 (監査等委員) 照沼 邦城	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会17回のうち17回に出席しました。主に監査役としての経験に基づく知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、常勤（選定）監査等委員として、当社の経理システムを含む業務全般につき監督・監査を実施し、選定監査等委員として行った事業及び財産の状況に関する調査の内容と結果について報告し、監査等委員会において適宜必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員) 山田 昭	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会17回のうち17回に出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において選定監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行いました。加えて、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された指名・報酬委員会4回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 佐藤 勝男	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会17回のうち17回に出席しました。主に上場企業監査役の経験に基づく知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において選定監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

6. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額等について監査等委員会が同意した理由

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の同意に当たっては、監査等委員会が定めた同意基準に従い、会計監査人から当事業年度の監査の体制、監査計画及びその計画の前提となる財務報告リスクの認識及び監査重点項目、監査時間及び報酬等の見積の内容について説明を受けるとともに、取締役と会計監査人の交渉の状況及びその評価について取締役及び会計監査人の両方から報告を受け、取締役と会計監査人が合意した報酬等が相当かどうかについて検討を行いました。
- 本検討に当たっては、会計監査人が実施した前年の会社法監査及び金商法監査の実績及び監査時間等も参考にいたしました。
- 以上の検討の結果、監査等委員会は会計監査人の報酬額は相当であると判断したものであります。

(3) 対価を支払っている非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すること等により当社の計算関係書類の監査に重大な支障が生じる恐れがあると認める場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。

監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性及び職務遂行体制等について毎年評価を行い、当該事項が当社の計算関係書類及び財務諸表の監査をするのに不十分であると判断したとき、又は、会計監査人を変更することにより当社にとってより適切な監査が可能であると判断したときは、監査等委員会はその決議によって、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

7. 剰余金等の配当の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としており、配当性向30%を目標として取り組んでまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって決定することができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、その他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当社が展開するビジネスの特性上、利益が上期集中型となっており、通期業績をもって配当方針に沿った配当金額を決定すべく、年1回の期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本としております。

また、第52期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の業績及び今後の事業展開に向けた投資等の勘案することに加え、翌事業年度、すなわち第53期事業年度が当社創業50周年、また上場5年目を迎えることとなることから、より一層、株主の皆様への付託に応えるため、期末の配当金を1株当たり5円増配の1株当たり24円とすることを2022年11月14日開催の取締役会において決定いたしました。

なお、配当金支払日は2022年11月28日を予定しております。

内部留保資金につきましては、ICT投資及び新商品の企画・開発等に充当し、企業基盤強化のため、有効に活用していく考えであります。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,934,331	流動負債	329,136
現金及び預金	898,135	買掛金	32,693
受取手形	913	1年内返済予定の長期借入金	17,500
電子記録債権	3,698	未払金	212,630
売掛金	555,502	未払費用	16,550
棚卸資産	1,315,296	預り金	10,695
前渡金	39,844	賞与引当金	36,837
前払費用	30,861	その他	2,229
その他	90,208	固定負債	282,683
貸倒引当金	△130	退職給付引当金	28,348
		役員長期未払金	254,335
固定資産	150,406	負債合計	611,820
有形固定資産	46,691	(純資産の部)	
建物附属設備	18,579	株主資本	2,432,370
車両運搬具	2,392	資本金	37,220
工具、器具及び備品	25,719	資本剰余金	273,468
無形固定資産	41,385	資本準備金	5,220
ソフトウェア	35,784	その他資本剰余金	268,248
ソフトウェア仮勘定	3,000	利益剰余金	2,121,713
商標権	2,313	利益準備金	8,000
その他	288	その他利益剰余金	2,113,713
投資その他の資産	62,330	別途積立金	400,000
敷金	51,307	繰越利益剰余金	1,713,713
繰延税金資産	9,897	自己株式	△31
長期前払費用	1,125	評価・換算差額等	40,548
資産合計	3,084,738	繰延ヘッジ損益	40,548
		純資産合計	2,472,918
		負債純資産合計	3,084,738

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,919,488
売上原価	
期首商品棚卸高	791,295
当期商品仕入高	3,765,692
合 計	4,556,987
期末商品棚卸高	1,014,249
売上総利益	2,376,751
販売費及び一般管理費	2,081,253
営業利益	295,497
営業外収益	
受取利息	7
受取補償金	369
その他の	40
営業外費用	418
支払利息	476
為替差損	36,646
その他の	406
経常利益	35,529
税引前当期純利益	260,386
法人税、住民税及び事業税	260,386
法人税等調整額	39,419
当期純利益	△1,105
	38,314
	222,071

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月11日

株式会社アミファ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アミファの2021年10月1日から2022年9月30日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、コンプライアンス、中期経営計画の推進、利益管理、株式公開会社としての体制の充実等について重点監査項目を設定し、会社の内部監査部門及び管理部門と連携の上、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、会社の報告・連絡、決裁に係るシステムを閲覧し、必要に応じて、説明を求めて意見を表明するとともに、本社及び外部の商品倉庫において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会社の内部統制に係る体制（会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる体制）に関する取締役会決議の内容が相当であるかどうか確認すると共に、当該体制の構築・運用の状況について取締役及び使用人から報告を受け、必要と認める調査を行い、体制の改善のための意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日／企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、「会計監査人に関する評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（平成29年10月13日／日本監査役協会）を基に説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。内部統制システムの構築・運用については必要な見直しと改善が図られており、取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容は適切であると認められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果の相当性について特に指摘すべき事項は認められません。

2022年11月14日

株式会社アミファ 監査等委員会

常勤監査等委員 照沼 邦城[㊞]

監査等委員 山田 昭[㊞]

監査等委員 佐藤 勝男[㊞]

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

■ amifaの事業内容 ■

ワンプライス商品事業

「先進国で唯一、過去30年間給料がほぼ上がらない国」といわれる日本では100円ショップの生活インフラとしての価値が上がっています。当社は売上の9割以上を100円ショップ向商品販売が占めていて、ラッピング、文具、キッチン、インテリアカテゴリーなどの商品を常時約3千種類販売しています。

給料は上がらなくても「心の豊かさ」は諦めない。文具や雑貨を好みに応じて選び、使う楽しみ。ラッピングを自分で作る楽しみ。「オタ活」グッズを自分で作る楽しみ。「オウチ」で気軽にパーティを楽しむ。先人の残した偉大なアートを身近に置いて愛でる。こうしたお金には変えられない楽しくHappyな時間を提供していくことがアミファのパーパスであり、顧客から最も期待されていることであると考えます。

円安、資源高の時代、希望小売価格100円という制約の中で素材、機能、大きさ、ボリューム、デザイン、すべてを盛り込んだ商品をご提供することはコスト上不可能です。しかし消費者が本当に欲しいと思う価値は何なのか、何を削ぎ落として何を磨くのか、予測と反省、試行錯誤を重ねながら真剣に商品を提案していければ、魅力的な商品開発は可能であると信じています。



プチプライス商品事業

当社では100円を超える希望小売価格帯をプチプライスと呼び、「フルール」、「OEM」、「一般小売商品」の3つのチャンネルで販売しています。

「フルール」は、プリザーブドフラワーや花器など、当社オリジナル開発商品を直接海外で製造し、全国の花関連業者様へダイレクトにオンライン販売しています。

「OEM」分野は、大手量販店、食品メーカーなどの取引先へ包装資材、販売促進用品などを受注生産しています。ワンプライス商品や、フルール分野で培ったノウハウとデザイン力を強みとしています。

「一般小売商品」分野は、希望小売価格200円～数百円の商品群です。

一部の100円ショップが100円を超える価格の商品を拡充していることに対応し、今後この価格帯を拡充していきます。すでに発売開始したキッチン商品の他、当期はインテリアのカテゴリーでも新商品を発売しました。今後も着実に成長させるべく注力してまいります。

株主総会会場ご案内図

会場

日本青年館ホテル9階 (LB) バンケットルーム
東京都新宿区霞ヶ丘町四丁目1番

交通

東京メトロ銀座線
「外苑前」駅 3番出口から徒歩5分



当社のホームページでは株主・投資家の皆様に対して、企業情報や財務情報をはじめとして、様々な情報を開示しております。

当社をよりご理解いただくためにも、ぜひ一度ご覧ください。

<https://www.amifa.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。